

長野県国民保護計画の変更概要

1 変更の理由

国が策定した「国民の保護に関する基本指針」の変更等による。

2 変更の概要

- (1) 核攻撃等の際、汚染地域の拡大防止のための措置を講じる必要があることを追加
- (2) 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、情報伝達手段としてE-m-N e t、J-A L E R Tを追加する。
- (3) 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、事務の委託を行うことを具体的に定める。
- (4) 施設管理者等と地方公共団体の連携により、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう定めるもの。

3 変更年月日

平成 27 年 12 月 15 日